

佐賀県職業能力開発促進法施行条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十二日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第三十七号

佐賀県職業能力開発促進法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(条例で定める職業訓練)

第三条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。

- 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- 二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- 三 その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練

2 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。

- 一 職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練
- 二 県内の求人又は求職の状況、県の産業政策等を踏まえた職業訓練
(手数料の徴収)

第四条 次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる手数料を、当該各号の下欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。

納付義務者	手数料		納付時期
	名称	額	
一 法第二十八条第一項の規定に基づく職業訓練指導員免許申請者 職業訓練指導員免許を申請する者	職業訓練指導員免許申請手数料	二千三百円	免許申請のとき
二 法第二十八条第三項の規定に基づく免許証の再交付を受けようとする者	職業訓練指導員免許証再交付手数料	二千元	再交付申請のとき

<p>三 法第三十条第一項の規定に基づく職業訓練指導員試験を受けようとする者</p>	<p>職業訓練指導員試験手数料</p>	<p>イ 実技試験 一万五千八百円 ロ 学科試験 三千百円</p>	<p>受験申込みのとき</p>
<p>四 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号。以下「政令」という。）第三条第一号の規定に基づく技能検定試験を受けようとする者</p>	<p>技能検定試験手数料</p>	<p>イ 実技試験 一万六千五百円 ロ 学科試験 三千百円</p>	<p>受験申込みのとき</p>
<p>五 政令第三条第二号の規定に基づく合格証書の再交付を受けようとする者</p>	<p>技能検定合格証書再交付手数料</p>	<p>二千円</p>	<p>再交付申請のとき</p>

2 前項の規定にかかわらず、同項の表第四号の中欄に掲げる手数料に係る事務を、法第四十六条第四項の規定により佐賀県職業能力開発協会（以下「協会」という。）に行わせる場合は、当該手数料は、協会に納付しなければならない。

3 前項の規定により協会に納付された手数料は、協会の収入とする。
（手数料の減免）

第五条 知事は、前条第一項の表第四号の中欄に掲げる手数料（実技試験に係る手数料に限る。）については、二級又は三級の技能検定試験を受験する者で次のいずれかに該当するものに対して、実技試験の手数料の額に四分の三を乗じて得た額（百円未満の端数があるときは、十円の位を四捨五入して得た額）を減額することができる。

- 一 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校又は認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設（以下「認定職業訓練施設」という。）の訓練生（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者及び認定職業訓練施設の訓練生で就職しているものを除く。以下「公共職業能力開発施設等の訓練生」という。）

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校の在校生（以下「高等学校等の在校生」という。）

2 二級の技能検定試験を受験する者のうち、県外に所在する公共職業能力開発施設等の訓練生又は高等学校等の在校生（以下「県外施設訓練生等」という。）で、県外に居住しているものについては、前項の規定は適用しない。

3 三級の技能検定試験を受験する者のうち、県外施設訓練生等で、県外に居住しているものについての第一項の規定の適用については、同項中「四分の三」とあるのは、「三分の一」とする。

4 前三項に定めるもののほか、知事は、災害その他の事由により必要があると認める場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の不還付）

第六条 既納の手料金は、還付しない。

（規則への委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（佐賀県手数料条例の一部改正）

2 佐賀県手数料条例（平成十二年佐賀県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二百九十二号から第三百二二号までを次のように改める。

二百九十二から三百二二 まで	削除			
-------------------	----	--	--	--

別表第二第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三及び十四	削除			
--------	----	--	--	--

別表第三第三号を次のように改める。

三	削除			
---	----	--	--	--

附則第二項（佐賀県手数料条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後

改正前

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

事務	納付		手数料	納付
	義務者	名称		
一（二百九十一略） 二百九十二か ら三百二ま で削除				

事務	納付		手数料	納付
	義務者	名称		
一（二百九十一略） 二百九十二 職業能力開 発促進法（ 昭和四十四 年法律第六 十四号）第 二十八条第 一項の規定 に基づく職 業訓練指導 員免許の申 請に対する 審査	職業訓練 指導員 免許申請 する者	職業訓練 指導員 免許申請 手数料	二千三百円	免許申請のとき
二百九十三 職業能力開 発促進法第 二十八条第 三項の規定 に基づく免 許証の再交 付	職業訓練 指導員 試験とす る者	職業訓練 指導員 試験手数料	二千円	再交付申請のとき
二百九十四 職業能力開 発促進法第 三十条第一 項の規定に 基づく職業 訓練指導員 試験の実施	職業訓練 指導員 試験を受け ようとする 者	職業訓練 指導員 試験手数料	イ 実技試験 一万五千八百円 ロ 学科試験 三千円	受験申込みのとき
二百九十五 職業能力開 発促進法施 行令（昭和 四十四年政 令第二百五 十八号）第 三条第一号 の規定に基 づく技能検 定試験の実 施	技能検 定試験を受け ようとする 者	技能検 定試験 手数料	イ 実技試験 二千円 ロ 学科試験 一千円	受験申込みのとき
二百九十六 職業能力開 発促進法施 行令第三条 第二号の規 定に基づく 合格証書の 再交付	合格証 書の再交 付を受けよ うとする 者	技能検 定合格 証書再 交付手数料	二千円	再交付申請のとき

備考略

備考略

改正後

別表第二（第二条関係）

手数料	減免対象者	減免する額
一～十二 略	指定試験機関等	
十三及び十四 削除		
十五～十七 略		

別表第三（第三条関係）

手数料	減免対象者	減免する額
一～二 略		
三 削除		

改正前

別表第二（第二条関係）

手数料	減免対象者	減免する額
一～十二 略	指定試験機関等	
十三 別表第一第二百九十五号に掲げる手数料		
十四 削除	職業能力開発促進法第四十六号第四項に規定する都道府県職業能力開発協会	
十五～十七 略		

別表第三（第三条関係）

手数料	減免対象者	減免する額
一～二 略		
三 別表第一第二百九十五号に掲げる手数料（実技試験に係る手数料に限る。）	三級の技能検定試験を受験する者で次のいずれかに該当するもの イ 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校又は認定職業訓練施設（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者及び認定職業訓練施設）の訓練生で就職しているもの ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期	実技試験の手数料の額に三分の一を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは十円の位を四捨五入する。）

四 六 略		改 正 後
四 六 略	<p>課程、大 学、短期 大学、高 等専門学 校、専門 学校又は 各種学校 の在校生 ハその他 イ及びロ に掲げる 者に準ず る者とし て知事が 認める者</p>	改 正 前